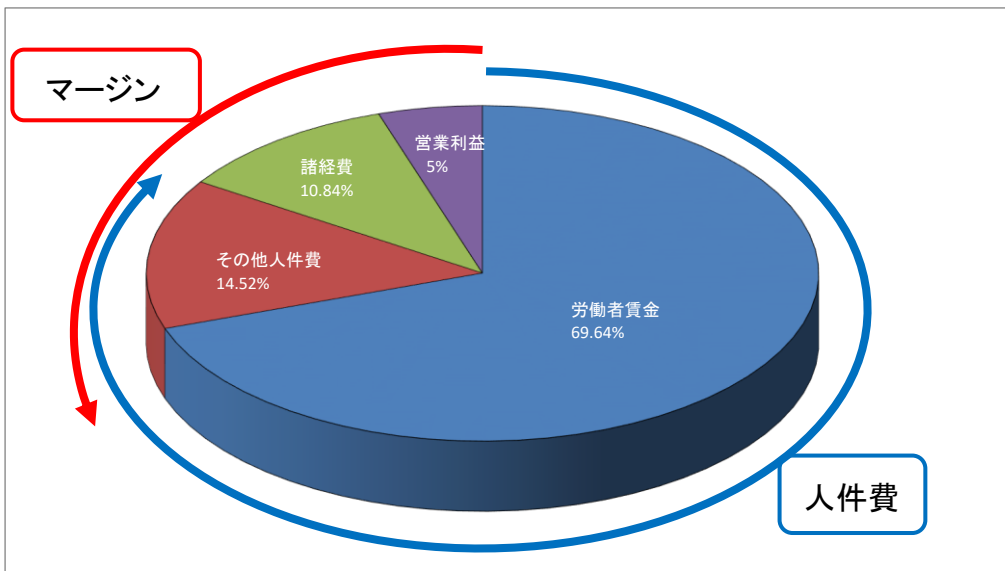


## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金とは派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

2019年度（2019年1月～2019年12月）の労働者派遣事業に於けるマージン率は以下の通りです。

派遣労働者数	40名（期末）	ディーアンドエーコンサルティングでは、 有期雇用社員の労働者派遣事業（いわゆる一般的な派遣）は行っておりません。 採用は全て無期雇用の正社員で、客先の要請により派遣業務に従事してもらうことがあります。 他の業務と待遇を含めて変わりありません。 派遣事業は売上の20～30%ですが、派遣事業に従事する社員は固定ではなく、 作業内容等により派遣契約になったり請負契約になったりすることがあります。 社員全員が派遣業務に従事してもらう可能性がありますので、 派遣労働者数は役員を除く社員数としています。
労働者派遣に従事した者の数	15名	
派遣先企業数	5社	
労働者派遣に関する料金額の平均額	¥37,280	
（8時間当たり）		
派遣労働者の賃金の平均額	¥25,963	
（8時間当たり）		
マージン率	30.36%	
マージン率の算出方法	マージン率 = (派遣料金の平均額 - 労働者賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額	



### 【マージン率等の内訳】

- ・労働者賃金 : 労働者へ支払う賃金（賞与、時間外手当、その他手当を含みます）
- ・その他人件費 : 雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料（会社負担分）  
労働者の通勤定期代
- ・諸費用 : オフィス賃料、求人広告費、通信費等をはじめとする諸費用  
資格取得や技能講習受講、教育訓練（外部セミナー）の補助、支援に充当した費用  
労働者が取得する有給休暇、慶弔休暇に充当した費用  
労働者の社内イベント費用
- ・営業利益

### 【教育訓練に関する事項】

- ・新規採用者教育（入社時教育、ビジネスマナー研修、プログラミング基礎等の技術研修等）
- ・若手社員教育（ビジネススキル研修、設計工程等の基礎研修等）
- ・中堅社員教育（ビジネススキル研修、管理職研修、要件定義の基礎教育等）
- ・管理職教育（管理職研修等）